

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により，大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので，法第6条第6項の規定に基づき，次のとおり当該届出の概要を公告します。

平成18年1月19日

京都市長 榊 本 頼 兼

- 1 届出者の氏名及び住所  
株式会社 日本エスコン  
代表取締役 直江 啓文  
東京都千代田区内幸町2丁目2番2号
- 2 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ネバーランド桃山  
京都市伏見区納屋町136番地
  - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1,000㎡）以下となった日  
平成17年2月1日
- 3 届出年月日  
平成18年1月6日

（産業観光局商工部商業振興課）